

る取扱いと同様の取扱いを行うこととしているが、その趣旨は、おおむね四五分以上の耐火性能を有する準耐火構造が、避難安全性を確保することを目的とする当該各規定の趣旨からみて十分に有効であると考えられるからである。

- (3) 特殊建築物等の内装（令第五章の二関係）
令第一二九条第一項及び第四項の規定において、内装制限を適用除外する小規模に防火区画された建築物の部分として、今回、耐火建築物の部分のほかに法第二条第九号の3イに該当する準耐火建築物（主要構造部を準耐火構造等とした準耐火建築物）の部分を認めていたが、その趣旨は、おおむね四五分以上の耐火性能を有する準耐火構造が、火災初期における火災の拡大を防止し、避難安全性を確保することを目的とする内装制限の趣旨からみて十分に有効であると考えられるからである。

第二

な法の執行を期したい。
1 法第三条第一項第三号に規定する「現状変更の規制及び保存のための措置」が講じられているか否かの判断に際しては、文化財担当部局と調整を図り、同項第一号又は第二号に該当する建築物に対する措置と同等のものが講じられていることを確認すること。
2 同項第三号に規定する指定を行ふに当たつては、次の事項に十分留意すること。
(1) 防火上支障がないように、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に十分配慮されていることを確認し、必要に応じて、消防機関と調整を図ること。
(2) 就寝の用に供するもの、一般に公開されるもの等については、避難安全性の確保に十分配慮されていることを確認すること。
第三 道路の幅員に関する特例について（法第四二条関係）

第三

1 道路の幅員基準の特例制度の活用について
(1) 特定行政庁による区域の指定については、次のような特性を有する区域に対して行うことが想定されるので、参考とされたい。
① 積雪が著しい地域であって、流雪溝の設置等に要するスペースを確保するため、道路の幅員の基準を強化することが必要である区域
法第九八条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定する場合の運用に当たつては、当該建築物の歴史的・文化的価値に配慮し、指定の時点のみならず、将来にわたって当該指定の妥当性を担保するため、次の事項に十分留意し、適切

な法の執行を期したい。
1 法第三条第一項第三号に規定する「現状変更の規制及び保存のための措置」が講じられているか否かの判断に際しては、文化財担当部局と調整を図り、同項第一号又は第二号に該当する建築物に対する措置と同等のものが講じられていることを確認すること。
2 同項第三号に規定する指定を行ふに当たつては、次の事項に十分留意すること。
(1) 防火上支障がないように、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に十分配慮されていることを確認し、必要に応じて、消防機関と調整を図ること。
(2) 就寝の用に供するもの、一般に公開されるもの等については、避難安全性の確保に十分配慮されていることを確認すること。
第三 道路の幅員に関する特例について（法第四二条関係）

第三

1 道路の幅員基準の特例制度の活用について
(1) 特定行政庁による区域の指定については、次のような特性を有する区域に対して行うことが想定されるので、参考とされたい。
① 積雪が著しい地域であって、流雪溝の設置等に要するスペースを確保するため、道路の幅員の基準を強化することが必要である区域
法第三条第一項第三号の規定により「文化財保護法第九八条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定する場合の運用に当たつては、当該建築物の歴史的・文化的価値に配慮し、指定の時点のみならず、将来にわたって当該指定の妥当性を担保するため、次の事項に十分留意し、適切

な法の執行を期したい。
1 法第三条第一項第三号に規定する「現状変更の規制及び保存のための措置」が講じられているか否かの判断に際しては、文化財担当部局と調整を図り、同項第一号又は第二号に該当する建築物に対する措置と同等のものが講じられていることを確認すること。
2 同項第三号に規定する指定を行ふに当たつては、次の事項に十分留意すること。
(1) 特定行政庁は、法第四二条第一項の区域の指定に当たつては、道路管理者と密接な連絡調整を図ること。
(2) 幅員六メートル未満の道等の取扱いについて
① 法第四二条第一項の規定による区域が指定された区域内における同条第二項ただし書の規定の適用については、「二メートル」とあるのは「三メートル」と、「四メートル」とあるのは「六メートル」とそれぞれ読み替えるものであること。
法第四二条第一項の規定による区域が指定さ

により、適切な道路網の構成に支障が生じるおそれがある区域又はいわゆるミニ開発等による市街地環境の悪化のおそれがある区域

③ 土地区画整理事業その他の市街地開発事業又は開発許可を受けた開発行為等により、主として六メートル以上の幅員を有する道路に隣接する区域であつて、当該区域内において四メートル程度の幅員を有する道路を法上の道路として取り扱うことにより、既に整備されている適切な道路網の機能を阻害するおそれがある区域